

第1回郡山市学校教育審議会・特別委員会 議事内容

日 時	令和3年7月28日(水) 午後2時30分～4時00分
場 所	郡山市役所本庁舎5階 教育委員会室
出席者	<p>【委員：7名】 富田孝志会長、大和田野芳郎委員、原真児委員、橋本ゆかり委員、橋本洋介委員、相樂悦子委員、浅里和茂委員</p> <p>【特別委員：6名】 富田孝志委員長、原真児委員、橋本ゆかり委員、橋本洋介委員、松崎昭委員、橘文紀委員</p> <p>【事務局：9名】 小野義明教育長、小山学校教育部長 外</p>
1 開 会	
事務局	第1回郡山市学校教育審議会・特別委員会を開会する。
2 学校教育審議会委員及び特別委員への委嘱状交付	
	小中学校長会及び市PTA連合会の役員改選に伴う原真児委員、橋本洋介委員へ机上配付
3 教育長あいさつ	
教育長	<p>改選となった委員2名の方々、快くお引き受けいただき御礼申し上げます。</p> <p>本日は、「特認校」の金透小学校について、対象校の見直しなどの審議をお願いすることになっている。本市の教育基本理念である「ともに学び、ともに育み、未来を拓く教育の創造」の実現に向け、委員の皆様には、本会議及び特別委員会の会議において忌憚のない御意見を賜りたい。</p>
4 委員及び特別委員紹介	
委 員	名簿順により紹介
5 事務局職員紹介	
事務局	名簿順により紹介

6 会議内容	
事務局	会議の公開・非公開について、「郡山市附属機関等の会議の公開に関する要領」の規定に基づき、会議において決定するとされている。当審議会は会議の非公開に該当する事由がないため、会議を公開としたい。
全委員	異議なし
事務局	会議を公開として開催する。 委員及び特別委員の出席が過半数を超えているため、郡山市学校教育審議会条例第6条第2項により会議は成立している。また、郡山市学校教育審議会条例第6条の規定により会長が議長となり進めていただく。
事務局	【(1) 弾力的運用制度フォローアップについての説明】～8ページ
委員	特認校制、隣接区域選択制は、比較的うまくいっているのか、または、何か問題点はあるのか。
事務局	3年間、隣接区域選択制を実施して、特に、富田東小学校通学区域から隣接校への就学者数は、初年度に新1年生が大変増えている。弾力的運用制度のPR効果から、具体的な学級数減につながっており、想定以上の成果が得られている。
委員	保護者の方や児童が、制度を利用して、隣接校に行つての不安とか、問題についてはいかがか。
事務局	この制度を使って、別の学校に通つたお子さんの保護者の声をチラシの中で掲載させていただき、PRを凶つた。この保護者の方も大変満足されている。 いろいろな保護者の考えがあり、別の学校の特色ある教育を受けさせたい、小規模校があつているとか、多様な選択が出来ることで、保護者からも満足をいただいている。
事務局	【(1) 弾力的運用制度フォローアップについての説明】10ページ～ 令和4年度から令和6年度までの対象校について、令和3年度まで対象校であつた安積第一小学校、芳賀小学校、朝日が丘小学校は対象校としない。

	また、新規の学校を対象校としない。以上、対象校を5校にしたい。
委員	制度を継続するため、あまり変えないほうがいいのではないか。
事務局	当初のルールでスタートしたというところはある程度尊重していかなければいけない。令和7～9年までは確認できるので、令和4年度から令和6年度以降の3年についても19学級に届くことはないとの見通しを持っている。例えば、今回対象校から外して、また3年後の改正時に復活するということは、大きな社会状況の変化がない限りないと思っている。
委員	転出は、受け入れの制度をスタートする前にある程度つかめる。転入は3月末4月間近になるので、そのあたりをどのようにとらえているのか。
事務局	具体的な転入転出は、なかなか見通せない。過去3年間の状況をみても予想はつかないが、今回推定した数は、住民票に登録されている児童数と、実際学校に通っている数を比較して、例えば住民票上100名いるが、実際はその学校には90名の9割しか通っていないことになるので、9割をかけた数字で出している。学区も、この制度以外に特殊地域、準特殊地域、どちらの学校も選択できるところもあることを加味した。その後の大きな社会状況の変化と宅地開発とかは読みにくい。
委員	学区や通学地域は法で決まっているから、尊重しなければならない。郡山の場合、子どもたちの数の偏りが激しいのでこの制度ができ、柔軟に対応している。 将来的には偏りがなくなると思うので、いつ弾力的運用をなくしていくのか。 学校の推計はある程度できるが、区画整理やマンションの建設とかで子どもたちの数が変動する。3年のスパンでは変動が出てしまうのではないか。対象校が変わり、次年度から適用させるためには、その前になるべく早く周知する必要があると思う。3年スパンを見直して、次年度から対象校を減らすという実際の運用上の問題はどうか。
事務局	この制度の目的は、行健二小と富田東小の過大規模校の解消である。将来的には、過大規模校はなくなるという考え方で、過大規模校の対象の期間だけこの制度

	<p>を活用して、児童数の平準化を図るので、恒久的な制度とは考えていない。その中で何年のスパンで見直すのがいいのかは、3年前に議論をして3年スパンの見直し、19学級ということでスタートしているので、変えないでいきたい。</p> <p>保護者には丁寧に説明していかないといけない。毎年いろいろな工夫を凝らして、保護者に分かりやすく、できるだけ早い周知を行っている。以前は、10月の入学通知書に同封していたが、昨年度は就学時健診の8月に発出している。10月の入学通知にも入れて、通知の時期を早く、回数も2回で周知の徹底を図っている。</p>
議 長	<p>保護者の皆さんに十分に丁寧に説明しながら運用していただきたい。</p> <p>質問がなければ、事務局案に了承いただけますか。</p>
全委員	異議なし。
事務局	<p>【(1) 弾力的運用制度フォローアップについての説明】14ページ～</p> <p>【(2) 教育課程特例校制度による英語表現科・プログラミング学習の報告】</p> <p>【(3) ICT教育環境整備についての説明】</p>
議 長	議長職を解かせていただく。
7 閉会	
事務局	以上で、第1回郡山市学校教育審議会・特別委員会を閉会する。